

令和7年度市立日生西小学校

いじめ問題対策基本方針

令和7年4月 改訂

いじめに関する現状と課題

・本校では、いじめ行為またはいじめの原因となりやすい人間関係上のトラブルや粗野な言動が年間数件程度見受けられる。一人の児童に対して、数人の児童が仲間はずれにしたり、友達関係の中で弱い立場に置かれがちな児童に対しての心ない言葉がけで傷つけたりするケースが見られる。

・本校ではあのね週間（教育相談）や会話（相談）・日記・作文等を通して、児童からの悩みやトラブルの相談が早い段階で教師に伝わるが多く、問題が深刻化する前に素早く組織的に対応ができていますので、引き続き、児童との信頼関係づくりと支持的風土のある集団づくりに努めたい。

いじめ問題への対策の基本的な考え方

・「いじめは、どの子どもにも、どの学校においても起こりうるもの」であることを常に意識し、日頃から児童の実態把握と信頼関係づくりに努めるとともに、互いに認め合い支え合う支持的風土のある学級づくりを推進する。

・毎学期の「いじめアンケート」・「学校楽シート」・年2回の「あのね週間」・毎週の職員連絡会等を通して、いじめを早期発見し全校で情報を共有できるシステムを機能させる。

・いじめが発覚した場合には、本校の危機管理マニュアルに従い、24時間以内にいじめ対策委員会を開き、スピード感のある組織的な対応を行う。

＜重点となる取組＞

・いじめの早期発見のための具体的なチェックポイントやいじめへの組織的な対応の仕方についての職員研修を、1学期前半に実施する。

・「人権週間」において、全校一斉にいじめ防止にむけた授業や読み聞かせを行うとともに、児童会による「ほかほかことば大作戦」を通して、児童の意識の高揚を図る。

・情報モラルの指導を全学年で実施するとともに、学校保健委員会等を通じてPTAと連携し、保護者への啓発を行う。

保護者・地域との連携

＜連携の内容＞

・学校基本方針をPTA総会で説明し、学校のいじめ問題への取組・保護者の責務・家庭教育の大切さ等を再確認し、保護者の理解を得るとともに、学級懇談やPTA研修会等の機会を活用して、ネット上のいじめも含めたいじめ問題についての意見交換の場を設定し、取組の改善に生かす。

・学校評議員や学校安全ボランティアに協力を呼びかけ、児童の学校外の生活に関する見守りや情報提供の依頼を行い、いじめの早期発見に努める。

・「こどもSOS」の取組と連携したり、いじめ問題等の各種相談機関や学校の教育相談窓口を紹介して活用を促したりする。

学 校

いじめ対策委員会

＜対策委員会の役割＞

・基本方針に基づく取組の実施、年間計画の作成、実行・検証・修正の中核、相談窓口、発生しいじめ事案への対応

＜対策委員会の開催時期＞

・4・9・1月の月末、及び随時（必要に応じて外部委員も参加）

＜対策委員会の内容の教職員への伝達＞

・直後の職員連絡会または職員会議で全教職員に周知。緊急の場合は、緊急職員会議等で伝達。

＜構成メンバー＞

・校外（必要に応じて）
PTA会長・主任児童委員・スクールソーシャルワーカー 等

・校内
校長・教頭・教務・生徒指導主事・担任・養護教諭 等

全 教 職 員

関係機関等との連携

＜連携機関名＞ ・市教育委員会

＜連携の内容＞

・情報交換、指導助言、家庭支援 等

＜連携機関名＞ ・備前警察署

＜連携の内容＞

・非行防止教室、情報交換、事案対処 等

＜連携機関名＞ ・県児童相談所

＜連携の内容＞

・情報交換、家庭支援 等

＜連携機関名＞ ・市子育て支援課

＜連携の内容＞

・情報交換、家庭支援 等

＜連携機関名＞ ・法務局

＜連携の内容＞

・情報交換、指導助言 等

＜学校側の窓口＞ ・教頭

学 校 が 実 施 す る 取 組	
① いじめの防止	（教職員研修） ・いじめの早期発見のための具体的なチェックポイントやいじめへの組織的な対応の仕方、情報モラル指導等の研修会を計画的に行う。 （人権感覚・自己指導能力・コミュニケーション能力の育成） ・児童の心に響く道徳授業、共に生きるすばらしさを実感する体験活動、自分たちの生活をよりよくするために様々な問題を自分たちで主体的に考え改善していこうとする特別活動等の指導を工夫し充実させ、人権尊重の意識・自己指導能力・コミュニケーション能力・社会性を育てるとともに、適切なソーシャルスキルを身に付けさせる。 （居場所づくり） ・日頃の学級経営の中で、誰もが活躍でき認められる機会を設定するとともに、一人一人を大切にすることを意識を高めることで、自己有用感や充実感を感じ、支持的風土のある集団づくりを進める。 （情報モラル教育） ・インターネットの便利さと危険性について理解し、適切に利用するためのルールやマナーを身に付けさせる情報モラル学習を、外部講師も積極的に活用しながら発達段階に応じて全学年で計画的に指導する。
② 早期発見	（実態把握） ・毎学期の「いじめアンケート」・「学校楽シート」・年2回の「あのね週間」等を通して児童の生活の様子を把握し、いじめの早期発見を図る。 （情報共有） ・休み時間、グループ活動、給食時等の気にかかる様子や、悪口、落書き等の小さな所に表れるサインに、全職員で留意するとともに、気付いた情報は、臨時職員連絡会、気付きのメモ交換、ミニ会議等の工夫をし、短時間でも時間を確保して、常に情報の共有を図る。 （相談体制の確立） ・教職員が児童とともに過ごす機会を積極的に設け、細かな声かけを心がけたり、連絡帳や電話連絡、家庭訪問を通して保護者への連絡に努めたりすることで、児童や保護者が気軽に相談できる関係づくりに努める。 ・スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーと常に連絡を取り合い情報を共有する相談・指導体制を確立する。 （家庭への啓発） ・県青少年総合相談センターや教育相談室、県総合教育センター等に設置している面談・電話・Eメールによる相談窓口について、児童や保護者への周知や広報を継続して行う。
③ いじめへの対処	（迅速な事実関係の把握） ・いじめられた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保し守り抜くことを最優先にしつつ、迅速かつ正確な事実関係の把握を行う。 （組織的対応） ・発覚後24時間以内に「いじめ対策委員会」をもち、速やかに指導・支援体制を組み、対応の組織化を図る。警察への通報には至らない事案についても、日頃から市教育委員会や備前警察署生活安全課等の関係機関への相談を行い、互いの顔が見える連携を心がける。犯罪行為として取り扱われるべきものと認められる場合は、いじめられている児童を守り通すという観点から、必ず警察と連携して対処する。 （いじめられた児童への支援） ・児童が安心できる居場所の確保、登下校・休み時間・清掃時間等の安全確保を図るとともに、確実な情報を迅速に家庭に伝え、今後の対応について保護者と情報を共有する。また、解消後も、引き続き十分な観察を行い、適宜必要な指導を継続的に行う。 （いじめた児童への指導） ・いじめは絶対に許されない行為である悪質性に気付かせ、被害者への謝罪の気持ちを醸成させる等、適切かつ毅然とした対処を行うとともに、加害児童の心理的側面・周囲の環境・人間関係等、その背景を十分に把握し、保護者の協力を得ながら、健全な人間関係を育むことができるよう指導を行う。 （他の児童への働きかけ） ・いじめを見ていた児童には、自分の問題として捉えさせ、たとえいじめを止めることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持てるように指導する。また、傍観や同調は、いじめに荷担する行為であることを十分に理解させ、人の痛みが分かり、正しく行動できる自分をつくることができるようはたらきかける。

校内相談窓口:教頭、養護